

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年7月16日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県税事務所	平成25年4月16日
国際課（パスポートセンター）	平成25年5月14日
広聴広報課	”
県民活動・男女共同参画課（県民室）	平成25年5月15日
青年センター	”
営繕課	”
秘書課	”
税務課	平成25年5月20日
人事・行革課	”
総務学事課	平成25年5月21日
職員課（健康管理室）	平成25年5月23日
財産経営課	平成25年5月27日
総務事務集中課	”
人権・同和政策課	”
文書館	平成25年6月26日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

(ア) 昇降機保守点検業務委託について監視システム等により24時間常時監視する委託内容となっていないにもかかわらず、長期継続契約を締結していた。（財産経営課）

(イ) 契約保証金は契約を締結する前に納付させなければならないが、契約後に納付されていた。（総務事務集中課）

(3) 検討指示事項

経費節減と事務処理負担の軽減のため、公用自動車の車検及び法定点検事務の取扱い窓口の一元化について、昨年度に検討を指示したところであるが、経費や事務処理方法等についての検討が不十分なことから、再度検討する必要がある。（総務学事課）